

別添

報告第1号

十勝川温泉観光開発計画（案）について

十勝川温泉観光開発計画（案）

平成 年 月 日施行

都市計画法第34条第2号の規定の取扱基準となる十勝川温泉観光開発計画は、次のとおりとする。

1 対象資源

当計画における観光資源は、北海道温泉資源保護対策要綱に基づき温泉法第3条第1項の許可を得て、十勝川温泉の地域（以下、「地域」という）で採取した温泉水（以下、「温泉水」という。）を対象とする。

2 対象区域

当計画の対象とする区域は、別添の計画図に掲げる「観光区域」内とする。

3 施設の用途

当計画における観光資源の有効な利用上必要な施設として建築又は用途変更できる建築物は、温泉水を直接利用するもの又は地域の特性に配慮し調和ある発展を図ることができるもので、次のいずれかの用途に適合するものであること。

ただし、当該施設における管理のための住居部分を設ける場合は、その部分の延べ面積が100平方メートルを超えないもので、かつ、当該施設の住居以外の部分の延べ面積を超えないものであること。

(1) 宿泊施設

旅館業法第3条の規定による許可を得たもの若しくは取得する見込みのあるホテル、旅館、民宿又はペンションであって、温泉水を利用するもの。

(2) 入浴施設

公衆浴場法第1条の規定による公衆浴場で、温泉水を利用するもの。

(3) 料理飲食施設

食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業に該当する一般食堂、すし屋、そば屋、レストラン等の店舗。

(4) 休憩施設

茶店又は喫茶店であって、食品衛生法施行令第35条第2号にいう喫茶店営業に該当する店舗。

(5) 土産物販売施設

観光土産店又は土産物店であって、特産物や地場産品の土産物を主として取扱う店舗。

(6) 土産物製造施設

前号の土産物販売施設で販売する特産物や地場産品の土産物の製造施設。

(7) 体験用施設

展示場又は資料館であって、観光や産業、物産等を紹介し、若しくは体験させるもの。

(8) 観光サービス関連施設

観光案内所、売店、公衆便所、休養施設、炊飯棟又は駐車場並びに当該施設の管理の用に供する建築物。

(9) 温泉供給施設

温泉水の採取施設、温泉水の供給施設及び温泉熱の供給施設。

(10) 観光農園

前号に掲げる施設から供給された温泉水又は温泉熱を利用し、農林産物を育成し販売又は提供する施設で、主として地域の観光施設を利用する観光客を対象とするもの。

(11) 運動・レジャー施設

主として地域の観光施設を利用する観光客の利用に供する施設。

(12) その他の施設

前各号に掲げた施設以外で、観光資源の有効な利用上、町長が特に必要と認めるもの。

(13) 従業員福利施設

第1号から第12号までに掲げる施設の従業員の社員寮又は託児所。

(14) 農用地、農地利用又は森林の規制

第1号から第13号までに掲げる施設は、原則として農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内の農用地又は採草放牧地並びに森林法の規定による地域森林計画の対象となっている民有林に立地するものではないこと。

また、立地予定地が農地法の規定による農地である場合には、同法第4条第1項又は第5条第1項の規定による転用の許可を取得する見込みのあるものに限る。

4 計画期間

計画期間については特に定めを設けないが、社会情勢の大きな変化や新たな法律の制定等、計画の見直しが必要となった場合は、適宜見直しを行う。

5 その他

- (1) 第3項各号に掲げる施設は、音更町の観光担当部局との協議・調整において、地域の観光振興を図る目的に即するものと判断されたものであること。
- (2) 当該建築物の形態は、周囲の環境と調和のとれたものであること。
- (3) 他の法令等の規制をうける場合は、これに適合するものであること。
- (4) 北海道及び音更町の土地利用計画上支障がないこと。